

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-14)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進				
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する				
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	467	442	449
		補正予算(b)	0	0	0
		繰越し等(c)	400	0	(※記入は任意)
		合計(a+b+c)	1,047	467	(※記入は任意)
	執行額(百万円)	240	430	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現				

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	各年度	
		-	「別紙のとおり」						○
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」						△	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」						×	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は近年横ばいとなっている。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成28年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成28年度は50.7%となっており、一定の成果を上げている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成31年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業では既に達成されているが、食品小売業、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が、平成20年度89.4%、平成24年度94.4%となっており、平成30年度までの目標(95.0%)に向けて着実に成果を上げている。国土交通省による実績調査が、次回は平成30年度に予定されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成26年度に5万トン、平成27年度に6万7千トン、平成28年度に6万8千トンと着実に増加している。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、高度なりサイクルやリサイクル促進のための社会スキーム形成等をビジネスモデルとして実証する事業者への支援を行っている。「容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合」については、ペットボトルからペットボトルや食品容器等への物性を損なわない水平リサイクルの推進に向けた課題(技術を持つリサイクラーの育成、運搬や再商品化に要する低コスト化、サプライチェーンの構築等)を把握している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量について、ここ数年向上が見られないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。また、更なるリサイクルの促進に向けては、容器包装の生産者やそれを使用する消費者等の各々がリサイクルに関する認識を高め、責任を持って行動することが重要である。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下にいくほど低下する傾向にある。今後、特に川下での再生利用促進のため、排出事業者に対してセミナー等を通じた情報提供を行うとともに、市町村が食品リサイクル推進に対して積極的に関与するようを求めていくことが必要である。</p> <p>○家電リサイクル法の回収率について、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じていると考えられることから、引き続き、同プランに基づく取組を一層推進していくことが必要である。</p> <p>○小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業および優良事例の横展開を通じて、市町村による効果的なピックアップ回収、ステーション回収の促進を図り、回収量の向上を目指す。</p> <p>○自動車リサイクルの推進・質の向上にむけては、再生資源利用拡大や環境配慮設計の推進が必要である。</p> <p>○建設リサイクルについては、解体業者による分別解体、リサイクル事業者による建設廃棄物の再資源化などを推進していく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策・測定指標】</b>  ○容器包装リサイクル法については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月31日)において、「既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべき」とされており、これを踏まえ、今後マテリアルフローの整理を予定している。マテリアルフローの整理に伴い、適宜目標値等について更新を行う予定である。  ○家電リサイクル法については、法定の再商品化率と製造業者等が実際に達成している再商品化率との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、法定水準を引き上げた(平成27年4月1日施行)。また、平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定し、平成28年3月に、家電リサイクル制度の関係主体における連携した具体的な取組と取組目標及びその評価・点検の方法について定め、回収率目標を確実に達成するためのアクションプランを策定している。  ○食品リサイクル法については、平成27年7月に策定した新たな基本方針において、食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成27年度から平成31年度までの新たな目標(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)を盛り込んだところ。食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつ、それぞれ積極的に役割を果たすことが重要であるとしている。  ○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率の向上のため、引き続き、特定建設資材に係る分別解体等の現状の変化に応じて、適切な分別解体による再資源化の方針の検討を行う必要がある。  ○小型家電リサイクル法については、平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところであり、安定的な制度の推進を図るため市町村等の参加を促進していく必要がある。小型家電の回収量の目標設定については基本方針において、目標の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえることとしており、平成30年秋に予定している審議会等の議論を踏まえ、必要な調査・見直しを行う予定である。  ○資源有効利用促進法については、パソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。  ○自動車リサイクル法については、平成27年9月に、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会において施行状況の評価・点検がなされた。この中で、現在の自動車破碎残渣の再資源化率に加えて、新たに、解体・破碎段階を含めた自動車全体のリユース・リサイクルの進捗に関する目標・指標について検討を行うべきとの指摘を受けた。これを踏まえて、必要な調査・検討を実施する予定である。  ○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、目標値の達成に向けて、引き続き、適切なリサイクルの推進に係る検討を進める必要がある。  ○また、平成30年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」に沿い、資源・廃棄物制約、海洋ゴミ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいく。このため、再生不可能な資源への依存度を減らし、紙や生分解性も含めたバイオマスプラスチック等の再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(「プラスチック資源循環戦略」)を策定し、これに基づく施策を進めていく。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)  ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)  ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)  ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)  ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省)  ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)  ○第三次循環型社会形成推進基本計画  ○一般廃棄物の排出及び処理状況等について(環境省)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>リサイクル推進室長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>
--------------	--------------------------------	----------------------------	------------------	-----------------	----------------

## 指標

測定指標			1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材: %) 5. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン] 7. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル) 8. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)								
年度ごとの目標値			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	810	807	781	779	771	770	770	30年度	770
		実績値	798	782	788	766					(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	133	132	136	136	112	114	114		114
		実績値	90	82	80	77					(計画値)
ウ	年度ごとの計画値	306	305	305	306	292	291	291	291		
	実績値	302	292	293	298				(計画値)		
エ	年度ごとの計画値	846	759	763	770	745	751	751	751		
	実績値	734	731	746	739				(計画値)		
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	56	-	30年度	56
		実績値	49	53.1	52.2	50.7					
指標3	ア	年度ごとの目標値	85	85	95	95	95	95	95	平成27年度～平成31年度	95
		実績値	95	95	95	95					
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70		70
		実績値	58	57	60	65					55
ウ	年度ごとの目標値	45	45	55	55	55	55	55	55		
	実績値	45	46	47	49				50		
エ	年度ごとの目標値	40	40	50	50	50	50	50	50		
	実績値	25	24	23	23						
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	95	95	30年度	95
		実績値	調査中	調査中	調査中	調査中					
指標5	ア	年度ごとの目標値	50	50	70	70	70	70	70	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)
		実績値	96.0～97.7	-	96.5～98.8	97.3～98.7					
イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85	85		
	実績値	93.7～94.6	-	93～94	93～94				85		
指標6	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	14	14	30年度	14
		実績値	2.40	5.05	6.69	6.79					
指標7	-	年度ごとの目標値	13	15	16	-	-	-	-	32年度	30
		実績値	11.2	12.9	10.6	15.9					
指標8	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	32年度	70
		実績値	44.6	47.6	46.5	46.8					